

令和6年6月10日

## 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書記入要領

(令和6年度当初予算及び令和5年度補正予算(繰越分))

自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、自殺総合対策は、P D C Aサイクルを通じて、地域レベルの実践的な取組を推進することであると明記されています。具体的には、国と自治体等とが協力し、自殺対策事業の実施状況とその成果を検証し、事業の有効性等を評価して地域自殺対策政策パッケージの改善を図ることとされています。また、各自治体においては、地域の自殺対策における課題を踏まえ、大綱に基づき自殺対策事業を実施し、適切な数値目標を立てて施策の実施状況と成果を公平に評価することが期待されています。さらに、自殺対策の一層の推進のために、取組内容の具体的な工夫や実践的な改善案等の情報を集約し、共有することが重要です。

このため、地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書について、地域の自殺対策における個別の課題を整理し、事業の目的を定義した後に、それらを踏まえて具体的な事業内容を記述する様式として、地域の課題から事業計画に至る論理的な妥当性が明確になるように作成しているものです。都道府県又は市区町村が、事業活動の進捗を評価指標に基づき自ら検証し、今後の具体的な改善策を記述することで、地域におけるP D C Aサイクルを通じた管理手法の構築の推進を図ることを目的としています。

加えて、本計画書兼報告書記載の内容を国全体で取りまとめ、個別の事業の達成状況の違いを考慮した上で、様々な自殺対策事業の有効性を評価するための基礎データとして活用することも目的としています。

令和5年度より、上記目的をより効果的・効率的に達するため、事業メニューごとで様式を作成していただくこととしております。作成に当たっては、これらの基本的考え方や趣旨を踏まえて、地域の課題、実施内容、活動状況、目標達成状況、改善策等について必ず下記にご留意のうえ、具体的かつ明確な記載をお願いします。

### 記

作成に当たっては、都道府県又は市区町村の主担当課が責任をもって作成すること。交付金申請時及び実績報告時には、地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書(様式3-3)(以下、「様式」という。)を、原則、交付金事業メニューごとに作成すること。

ただし、事業メニューのうち、「(18) 地域特性重点特化事業」において複数の取組を実施する場合には、それぞれの取組を個別の事業として申請すること。

なお、実績報告段階において、例えば、対面相談事業を実施しようとしていたが、一

時的に、Web ツールを活用した相談を実施する場合等は、対面相談事業として作成してください。ただし、対面相談事業として実施する予定であった事業を、Web ツールを活用した相談事業のみとして変更して実施することとした場合には、電話・SNS 相談事業として作成してください。

また、令和 6 年度当初予算分及び令和 5 年度補正予算（繰越分）とで、対象となる事業が異なりますが、記入方法は共通しております。（当初予算：18 事業、補正予算：2 事業）

(1) 「都道府県」「市区町村」欄（「市区町村」欄は市区町村事業のみ）

都道府県事業については、「都道府県」欄のプルダウンリストから選択し、「市区町村」欄はそのままにしておくこと。市区町村事業については、「都道府県」と「市区町村」の両欄のプルダウンリストから選択すること。

(2) 「事業 No.」欄

交付金に申請する事業について、自治体ごとに事業の通し番号を記載すること。

（例）A 市：事業 No. 1、事業 No. 2、B 市：事業 No. 1、事業 No. 2

(3) 「交付金事業名」欄

交付金事業メニューで実施する具体的な事業名を記載すること（地域自殺対策計画で使用されている名称と異なっていても良い）。なお、一事業メニューの中に複数の事業がある場合には、それらの事業のうち、最も事業費が高い事業の名称を記載のうえ、事業名の末尾に「等」を付すこと。

一事業メニューの中に複数の事業がある場合、(8) を除いた(6) 以降においては、(3) に記載した名称の事業についての内容等を記載すること。

※ (8) については全ての事業を含めた金額の記載

(4) 「実施年度」欄

実施年度をプルダウンリストから選択すること。

(5) 「交付金事業メニュー」欄

プルダウンリストから選択すること。

(6) 「事業の内容」欄

誰が、いつ、どこで、何を、誰に対して、どのように行う（行った）のかについて、内容を具体的かつ明確に記載すること。

※補足

○ 令和 4 年度以前の様式からの変更点として、「本事業を実施する背景」や「事業の目的」、「期待される効果」の記載が不要となったことが挙げられますが、当該事業の内容を記載する上で不要となった項目を記載することを妨げるものではございません。

○ 令和5年度補正予算事業である「電話・SNS等を活用した相談体制の拡充、相談を通じたつなぎ支援の実施事業」について、都道府県等において自殺再企図を防ぐために、相談支援を通じた相談機関へのつなぎ支援・継続的支援を実施する場合は、当該欄にその内容及び実施件数の見込み・実績を可能な範囲で記載すること。

(7) 「事業形態」欄

民間団体等に委託や補助等を行い、当該民間団体等が事業を行う場合には、該当する項目のチェックを選択し、具体的な委託先等を右欄内に記載すること。交付申請時点で、委託先等が判明していない場合には、「委託事業者選定中」又は「補助事業者選定中」と記載すること。

(8) 「交付金所要額」欄

- ・ 交付決定額は国へ提出した交付申請額から変更を加えないこと。  
(都道府県から市町村へ交付決定した額ではないため、留意すること。)。
- ・ 基準額（D）は空欄とすること。
- ・ 総事業費（A）と対象経費の実支出（支出予定）額は同額としてください。
- ・ 工事費は、(2) 電話・SNS相談事業、(7) 若年層対策事業、(8) SNS地域連携包括支援事業、(9) 深夜電話相談強化事業、(12) 災害時自殺対策継続支援事業、(14) 災害時自殺対策事業及び(18) 地域特性重点特化事業及び令和5年度補正予算事業である「電話・SNS等を活用した相談体制の拡充、相談を通じたつなぎ支援の実施事業」係る電話回線の工事に伴うものや(15) ハイリスク地対策事業に係るカメラ等の設置に必要な工事に限る。
- ・ 委託料の経費は、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費に限る。

※補足

特に基準額（D）については、事業や事業メニュー間における軽微な範囲での費用移動を可能にする趣旨で、1申請書ごとの基準額記載を求めておりませんので、原則空欄としていただくようお願いいたします。

(9) 「政策パッケージの分類」欄

「基本／重点施策」「施策内容」欄

本事業を、地域自殺対策計画においてどの政策パッケージを踏まえているか、該当する分類を、「基本／重点施策」、「施策内容」それぞれのプルダウンリストから選択すること。該当する項目が複数ある場合には、順不同ですべてを記載すること。ただし、4つ以上に該当している場合には、関連が特に強いと考えられる3つについて記載すること。地域自殺対策計画の案や骨子がある場合は、予定している該当

項目をプルダウンリストから選択すること。

なお、「その他」を選択した場合には、「指標名」の右隣「具体的に記載」の欄において、任意の内容を記載すること。

※補足

○交付金を申請する地方自治体は、計画が未策定であったとしても、骨子はあるため、必ず記載をしてください。

(10) 「評価」欄

各事業に応じた定量的な指標を、地域自殺対策計画策定・見直しの手引に盛り込まれた指標及び下表等を参考にして、一つ以上記入すること。特に、計画に基づく活動実績（実施回数等）やその直接の結果（参加者数等）に関する指標（活動実績等に関する指標）又は事業の効果に関する指標のうち事業年度内に改善が期待できる指標（短期的な成果に関する指標）を記載すること。短期的な成果に関する指標がある場合には、そちらを活動実績等に関する指標より優先して記載すること。参加者数については、可能な限り対象集団を明記すること。指標は、本事業の趣旨に則ったもの（もし達成されれば、事業の目的の実現に近づくと期待されるもの）で、かつ現実的に評価可能なものとすること。

自殺死亡率の低下等、長期的な成果に関する指標で、事業年度内の評価が困難な指標については記載しないこと。ただし、特定の集団や手段による自殺数等で、事業年度内に減少を十分期待できる場合には、それを記載しても良い。

なお、評価のために、研修会等の実施直後や一定期間後のアンケート調査等のしくみを事業計画に組み込んでおくことが望ましい。また、行政アンケート調査等での把握が必要な指標で、毎年の測定が困難なものについては、調査を実施する予定の年度にのみ記載すること。

表1 「内容区分と評価指標の例」については、別添を参照

① 「目標値」「実績値」欄

目標段階での具体的な数値（20回、1000人、など）を左方（E列）、単位（開催回数、参加人数、など）については〔〕内（J列）に記載すること（比率等、単位がない場合には数値のみの記載で可）。

② 「「その他」選択の場合具体的に記載」

「政策パッケージ」の欄にて施策内容の「その他」を選択した場合には、「指標名」の右隣「具体的に記載」の欄において、任意の内容を記載すること。

※補足

政策パッケージの分類において、複数の評価指標を設ける場合は、複数の「政策パ

ッケージの分類」を設けてください（最大で3つの政策パッケージ及び評価指標となります）。

- (11) 「3段階評価」「評価理由」欄（様式3－3において、実績報告を行う場合のみ）  
活動実績と短期的な効果等を踏まえて、評価指標の目標値の達成度合いに加え、評価指標以外の勘案要素（定性的なものを含む。）等に基づき、全般的に評価すること。評価に当たっては、下表を参考にし、該当する区分をプルダウンリストから選択すること。そして、「(3)進展は不十分だった」を選択した場合には、不十分だった点と、改善点を記載すること。

表2 評価指標の評価区分

評価区分	目安
(1) 当初の計画通りに進展した	評価指標の目標値の達成割合が概ね 80%以上相当
(2) おおむね順調に進展した	評価指標の目標値の達成割合が概ね 60%以上 80%未満相当
(3) 進展は不十分だった	評価指標の目標値の達成割合が概ね 60%未満相当

- (12) 「上記指標以外にみられた効果」欄（様式3－3において、実績報告を行う場合のみ）

評価指標以外の実績値や、印象に残った個別の事例や事業の手応え・感触なども含め、事業の成果を評価するに当たり、評価指標の達成状況以外に勘案すべき要素について記載すること。

なお、一事業メニューの中に複数の事業がある場合には、(3)において記載した事業に係る内容を記載すること。